

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和二十六年年度解定期監査結果公表

## 監査公告

監査公告第七十号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十六年年度にかかる左記解の定期監査を執行したのでその結果を次の通り公表する。

昭和二十七年六月二十四日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉  
同 木 南 貞 治

監査執行個所

監査執行年月日

繭檢定所

昭和二十七年三月十九日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

農産加工所	同	日
米子公共職業補導所	同	日
蚕業試験所	同	三月二十四日
倉吉公共職業補導所	同	日
県立経営傳習農場	同	三月二十五日

繭檢定所

昭和二十七年三月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 木 南 貞 治

監査概況

一、当所の主体業務である繭の檢定を初め、鑑定、時季的空閑期利用繰糸業務等は何れも成績向上の跡が見られ運営状況は昨年に引続き良好と認められた。試みにその業績を前年度と比較すれば概ね次の通りである。

各種業務比較表

区分	年度		繭検査所		繭鑑定		繭糸試験		繭糸事業	
	件数	金額	件数	金額	生糸数量	金額	前年度生糸生産量	本年度生糸生産量	販売量	価格
二十五年度	四〇〇	八六、七〇〇	三六	一〇、六〇〇	一五〇、九五	三九、三三	四、一〇〇	一、三〇、〇〇〇	一、三三、〇〇〇	一四、九三、〇〇〇
二十六年度	四四九	一〇〇、五〇〇	三六	一〇、六〇〇	二〇八、九五	五九、五三三	一八七、二三三	一、二四三、〇〇〇	一、二八、〇〇〇	一四、九三、〇〇〇
前年度比較増△減	三九	三三、八〇〇	〇	〇	五八、五〇	二〇、二〇〇	一八、一三三	一、一四三、〇〇〇	一、四八、〇〇〇	一、五九、〇〇〇

(註) (一) 繭糸事業に於いて、二十五年度分販売過程に於ける再整理による減耗一貫七〇一匁出荷に対する減量四貫二四九匁在庫中乾燥戻りによる増量一貫一六四匁を彼は相殺差引四貫八八六匁が減量されるので実質次年度繰越量は一八七貫二三五匁となる。

(二) 二十六年度も前同様再整理減耗一貫一八七匁在庫中乾燥戻りによる増量二六四匁を彼は相殺差引八二三匁が減量されるので実質次年度繰越量は二四七貫五二三匁である。

繭の購入並びに消費量の比較

年度	区分	本年度購入量		本年度繰越量		合計		本年度消費量		翌年度繰越量	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
二十五年度		三、四八六	三、四八六、四五五	三九六	三六、三六	三、八四二、八一一	三、三七〇、二五〇	四、五四、五〇〇	四、六四、四〇〇	六〇八、六四〇	
二十六年度		三、三六六	三、三六六、二九四	四六四	四、四五〇	三、八三〇、八四四	三、二四二、二〇〇	三、二四二、二〇〇	六、八〇、〇〇〇	六、八〇、〇〇〇	

前年度比較増△減 △四三、三三一 六六、四四四 三六、〇三六 △三八、〇〇〇 一五四、一〇三 (五三、四四四)

(註) (一) 本表は何れも乾繭重を示す。

(二) 二十五年度屑繭となつた量四一貫〇六九匁(減)乾燥戻りによる増量五一、〇八八匁(増)を相殺し差引一〇貫〇一九匁の増量分が翌年度分繰越量に加算されるので実質繰越量は四六四貫五四〇匁となる。

(三) 二十六年度屑繭となつた量五四貫三六〇匁(減)乾燥戻りによる増量六二貫七六〇匁(増)を相殺し差引九貫四〇〇匁の増量分が翌年度繰越量を加算されるので実質繰越量は六一八貫〇二四匁となる。

副蚕糸類生産量及び販売高比較

種別	区分		比較		販売量		販売額	
	年度	年度	比	年度	年度	比	比	
生皮等	二五	二六	△九七二	二五	二六	四八、一六〇	二、七四三	
比須	二五	二六	△三、八四〇	二五	二六	一四、一四〇	二、七四三	
掲繭	二五	二六	△三、一七〇	二五	二六	一五、七四〇	△六三、四四四	
選除繭	二五	二六	七、九三〇	二五	二六	一三、一五〇	△四三、八五四	
糸屑	二五	二六	△一、六五九	二五	二六	三、七三〇	五、三三三	
織度糸	二五	二六	△一、六五九	二五	二六	一、六五九	△三二、六四四	
計	二五	二六	△一、〇七〇	二五	二六	一、〇七〇	二、四二一	

(註) 生産高より販売量の多量なるは前年度繰越分を含んでいるからである。

二、本所業務を收支均衡の面より検討すると当初市況の不安定により相当苦慮したようであるが努力の結果歳入決算見込額一千八百九十二万八千余円(二月末一万八千五百円の未収を含む)に対し歳出決算見込額二千二十一万余円で差引百二十八万一千余円の欠損を生ずることとなつてゐる。しかし歳出の予算額中には元々純果費支出を当然見込まれてゐる人件費一百三十七万八千余円が含まれてゐるのでこれを勘案すれば結局九万七千余円の収入増となつてゐる。なお、二十七年度は概ね生糸二百貫及び原料乾繭四百貫(合計時価四百二十万円)を繰越し予定のようである。

三、昨年監査の際指摘した防火施設の点は防火用貯水池を整備し汽罐室の焚口天井をトタン張とする等して措置してゐるが防火器材が全々ないので整備の要があるし、又煙突上層部に腐蝕破損箇所があるので至急補修の要が認められる。

四、当所寄宿舎には数名程度の人員を收容してゐるに過ぎず殆んど空室となつてゐるが、これが何等か活用の途はないものであらうか。又管理についても一層配意を望みたい。

五、当所の技術吏員は所長と現業主任の二名であり定員に対し一名欠員で未補充のままになつてゐるが、他のそれとは事情を異にし業務遂行上支障あるものと認められるのでこれが充足方配意を認める。

六、事務の処理状況は概ね良好であり会計経理状況も適正と認められたが今後左の点考究改善すべきである。

- (1) 神戸市場に出荷の生糸代金を現金受領と同時に調定してゐるが売渡し通知と同時に調定処理すること。
- (2) 二月末現在蚕業試験場依頼の繭糸検査手数料一万八千五百円が未収のままになつてゐる早急整理のこと。
- (3) 委託繰糸手数料徴収は生糸引渡後納入してゐるが引渡と引替に納入せしむる様配意のこと。
- (4) 委託繰糸分副蚕糸類と当所自体の繰業副蚕糸を混合し出納整理してゐるがこれ等は夫々区別して出納

のこと。又申請書に副蚕糸の処分契約事項を記載せしめおくこと。

(5) 鑑定書(原簿)に作成者責任印がなく、又記入も鉛筆書となつてゐるのでペン書とし嚴重整備のこと。

農産加工所 昭和二十七年三月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 木 南 貞 治

監査概況

一、当所は果農業試験場西伯分場と隣接し、又所長がこれと兼務してゐる好条件下にあるため、農産物の生産より加工に到る一貫した試験研究が行われる利点を有してゐる。主として甘藷澱粉並びにその加工利用、醬油醸造並びに製成種麴、搾油及び製成、塩罐詰、漬物等の試験研究を行い、その結果を果下農業協同組合その他農村団体に指導して実績を収めつつあることは結構である。

二、当所は本県農村工業の中核をなす甘藷澱粉並びに加工利用の試験研究を主体としてゐるが、二十六年度は

砂糖の統制解除に伴う価格の低落により採算的不能に陥り指導普及に一頓坐の現状にありこれが対策に苦慮してゐるようであるが澱粉の歩留向上、品質の改善向上、澱粉二次加工等につき一層深く新研究と試験をして窮状打開の要が認められる。

三、農産加工所費七六五、四六〇円(内原材料費三五六、〇〇〇円で他は旅費、需要費等の運営費)の歳出経費に対し、六〇六、七〇〇円の生産収入予算を見込んでゐるので従つて生産収入を挙げることに汲々としてゐる状況で醬油屋、果物罐詰屋の感を抱かせるものがある。併せて試験研究用の機械施設の貧弱等これら試験研究機関の正しいあり方に一考すべきものがあり根本的に検討の余地が認められる。

四、経理その他事務は概ね適正に執行整理されてゐると認められたが、左の点今後留意されたい。

- (1) 二月末現在生産物売払代の内五万五千五百三十円未収となつてゐるが迅速に收納整理を望む。又手持保管中の生産物の多くを(醬油、外六点、評価格三

十五万三千円) 近く売却予定のようであるが年度末でもあり契約及び代価回収には特に配意を肝要と認める。

(四) 各種関係文書を編綴しているが彼是混同し整理不十分である。特に人事関係等は別冊として整理すべきであるし、又受文書を閲覧に供せずそのまま綴込んでいるが適当でない。

(五) 物品の出納管理について改善を要する点が多く特に原材料及び製品の受払については物品出納員の積極的且つ適確な処理を望む。又消耗品交付簿中一括多量に払出しているもの(アンカー、薪等二ヶ月分を一回に、砂糖一六六斤、四一七斤、その他)が多いがその都度払出をなし、消費の規正と出納の適正を期すべきである。

米子公共職業補導所 昭和二十七年三月十八日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 木 南 貞 治

監査概況

一、当所は建築科三三名、木工科(規定外設置再教育研究生)九名、洋裁科三九名、英語通訳(臨時特設四ヶ月)三〇名の補導をなし所長をはじめ指導員の配意と努力により所期の目的と使命を遂行している。なお、二十七年度入所希望者について見ても各科共定員の二、六倍より三、五倍と謂つた状況で本所の活用は昂まりつつあることは結構である。

二、二十五年七月より現在まで木工科担任技師一名が長期欠勤しているが特に二十七年度は木工科が正規に設置のこととなり、補導上の支障が認められるのでこれを補充することは急務である。なお、事務職員の定員二名に対し、現在員一名で事務量等から考察してこれ又欠員充足の要を認める。

三、本所洋裁科生を四十名收容しているにも不拘本施設に女子専用便所を設備していないのは適当でない。

四、補導生に対する厚生費(例えば交通費、レクリエーション経費等)が全々見られていないが中央に要請するとか或いは出来れば果費財源を得て最少限度の予算

化に配意が望ましい。

五、原材料費により購入した補導用原材料(木材五石余)を本所屋根修繕用に消費しているのは適当でない。

六、各備品を現在出納員より庶務主任に一括交付貸与し庶務主任が更に各個々に貸与しているが出納員が直接貸与すべきである。

七、九月分以降労務加配米の配分に当り受給者の受領印なきものがあつたが配給業務には特別の留意を望む。

蚕業試験場 昭和二十七年三月二十四日 監査

監査委員 木 南 貞 治

監査概況

一、当所は蚕作安定並びに繭生産原価の遞減、繭質向上桑葉等に関する試験研究と原蚕種の製造配付並びに桑苗生産事業に努力し果下養蚕熟の昂まりつつあるとき漸次業績の向上を揚げていくことは眞に結構と認められた。

二、蠶蛆病の防除対策として昭和二十五年に引続き赤殭菌を培養し県内各地に無償で配付しているが、二十六年度は予算的に見て前年度より低調の嫌がある、こ

れを一般養蚕家にも配付して病害防除対策の完璧を期することが望ましい。

三、蚕品種に関する試験研究の中本県に適応した品種の決定は多年試験研究されているが未だ選定されていない。早急適応品種の決定を見ることが緊要である。

四、当所の試験研究結果の周知普及については相当努力し特に新聞、ラジオによる外鳥蚕要報を年四回前後発行しているがその内容が専門的に陥り又一般養蚕家に対しては稍々固い傾向があるので今少し平易にして解り易いようにすることが望ましい。

五、蚕業技術員養成所定員五十名に対し、予科生十一名本科生十三名計二十五名の半数であり甚だ振わないものがある、本県蚕業技術の向上の爲めこれが養成には格段の配意が必要である。

六、雇傭員定数九名に対し二名欠員を生じておるが当所の業務実態から見て執行上困難が認められる。なお、養蚕期の特種勤務の実態について超過勤務手当支給に配意が必要である。

七、出納経理事務は適正と認めしたが次の事項について今後充分注意されたい。

- (イ) 生産物の出納は一応なされているが個々に検討すれば試験研究に消費したものの経過記録の充分でないものが見られる、今後明確なる出納記録が必要と認める。
- (ロ) 倉吉町横山近信に売渡した生糸二貫五六〇匁は代価未決定を理由に調定せず契約書のみで譲渡しているが早急調定收納すること。
- (ハ) 二月末現在三万四千八百五十一円の未収額を生じているが迅速收納整理されたい。なお、未収金の整理については毎年監査の際指摘する事項につき厳に留意のこと。
- (ニ) 各種文書の供覧状況が悪く編綴の系統的整理がされていないものが見受けられるので文書の処理に留意が必要である。特に人事関係は整然とすべきであり又例規程度は索引を附する等して一層整理保管の完璧を期すること。

倉吉公共職業補導所 昭和二十七年三月二十四日監査

監査概況

監査委員 木 南 貞 治

一、本所は建具科及び家具科の二科の補導科目を置き所長以下職員の献身的努力により補導の成果を挙げているものと認めしたがその現れ的一端として連年労働大臣より優秀作品賞、或いは施設運営優良賞を受けている等補導技術或いは運営等において全国補導所の先導となつてゐることは真に欣ばしい、また卒業生に対する一般企業家の人気もよく本年度卒業生も求人に応じきれない状況のようであつたが今後一層適切なる補導に格段の努力を望む。

二、補導教材である木材の格納は倉庫がないため現在なお作業場の一隅及び屋外に山積しており、また製作品の保管に当つても寄宿舎を使用している等保管管理に遺憾な点が見受けられたので格納庫の設置に配慮の要がある、なお、塗装技術補導のため塗装料の併設について昨年監査の際指摘したのであるが現在なお塵埃の多

工場の一隅で実施している状況であつて塗装技術の眞価を発揮することは困難であるので考慮すべきである。

三、県が誘致した紡績工場拡張に伴い当所の移転計画が進められているようであるが本省及び関係先とも連絡を密にしこの際建設に遺漏のないよう充分留意されたい。

四、木材の乾燥が製品の良否を左右し技術面の補導に多大の影響を及ぼすことになるので基本的指導すべき当所にこれが施設は必要と認められる万難を排し設置方考慮すべきである。

五、補導過程における製品を昨年実績と比較すれば家具科四九個、建具科は一七四個増作して歳入予算額に対し一万九千余円を増収しており結構なことであるが予算の確保と、補導実習の調整に苦心し勢い予算に拘泥して補導過程に無理を生ずる結果となつてゐるので県財政の事情もさることながら補導目的を無視するような措置は戒むべきであり特に基礎教育課程における歳

入見積りには充分検討の余地があるものと認めた。

六、経理その他事務の処理状況は良好であつたが左記事項については今後改善されたい。

- (1) 物品は実習関係のみ貸与簿により責任範囲を明確にされていたが庁内備品も同様手続により貸与すること。

県立経営傳習農場 昭和二十七年三月二十五日監査

監査委員 木 南 貞 治

監査概況

一、当場は場長外七名の職員により傳習生二十九名(本科生二十名研究生九名)の農村中堅人物の養成に晝夜を分たず努力しつつある、即ち各種教科目十五單位の学科教育の外に実習として水田三町二反畑七町余を耕作し又相当面積の山林原野を管理し或いは家畜の飼育管理農産加工等農事全般に亘る総合的農業経営の傳習に努力してゐることを認めた。

二、水田、畑地の耕作管理もさることながら二十六年度は前年度に比べ開拓寮舎、講堂、家畜舎、鶏舎等施設

の改善整備と飼育家畜の増加が目立ち修練農場としての利用価値を昂めていることは結構と認め、只食堂、炊事場、農具室、作業場、事務室等の建物は老朽にして耐久年数も極限に達し又雨漏もある様であるからこれらの改築整備について考慮の要が認められた。

三、進歩的農業経営乃至は農業教育の一環とするトラクター、動力カッターその他の機械力の応用及び農産加工或いは乳牛飼育による酪農経営、畜産加工と謂つた面が全々着手されていない、これ等については當場として不可欠の要素をもつものであるから万難を排し今後実施に移すことが肝要と認める。

四、予て指摘した當場生産物を生徒の食糧を転売形態にしていた不合理を改め現物給与制とし生産物の出納を明確にしたことは眞に結構である。

五、收穫穀物を味噌大桶或いは物置に裸のまま貯蔵していたが鼠害盗難等の見地から見て保管管理が適当でない、俵或いは吠等の容器に入れ穀物倉庫に格納すべきである、なお、穀物倉庫の完備せるものがないので適

当家屋の改造等配慮が必要と認める。

六、經理その他の事務の処理状況は概ね良好と認め、今後次の点注意し改善されたい。

- (1) 梨、柿、仔豚等の生産物は生産主任者より出納員に対し引継せずそれ／＼処理しているが正規に引継ぎ処理するよう厳に注意すべきである。
- (2) 中小家畜が生産された場合出納員への引継報告或いは斃死除却売却等の出納経過が不明につきその都度記録し出納処理を厳格にすべきである。
- (3) 生産物の売却を一括伺にしており又買受書も徴していないが売却対象が異なる場合は個々に処理すべきであり又買受書を提出せしめ売却の確証を期しておくべきである。
- (4) 當場生産の梨の売却代金と出荷組合諸掛費との收支を相殺処理しているがこれは彼是相殺することなく歳入歳出の区分を明確にすべきである、なお、予算も同様計上しなければならぬ。
- (5) 肥料及び薬品の出納を記帳せず出納が不明確につ

きその都度出納記帳して明確にしておくべきである。  
 (6) 臨時人夫の雇備伺をせず直接備入れ賃金を支払つてゐるが予め場長の稟伺を経て備入れるよう改善すべきである。

(7) 燃料薪を年度末(一月十日)に到り大量一括購入しているが計画的購入支出をなすべきである。

(8) 諸規定その他庶務関係書類の閲覧印洩れ又受文書で受番洩れ等不備なものがある留意の上処理のこと。

(9) 俸給台帳、履歴書中に手入れ洩れがあり超過勤務命令簿に用務の記入していないものが散見された。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
発行日 火 金

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に  
関係ある重要な條例、規則、規程等をこの  
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み  
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料 (実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

發行所 鳥取県鳥取市東町  
印刷所 鳥取県鳥取市東町

# 鳥取県公報

目次  
 ◇監査公告 昭和二十六年年度県立各高等学校定期監査結果公表

## 監査公告

監査公告第七十一号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十六年度にかかると  
 県立各高等学校の定期監査を執行したのでその結果を次  
 の通り公表する。

昭和二十七年六月二十四日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉  
 同 木 南 貞 治

監査執行箇所 監査執行年月日

米子東高等学校 昭和二十七年五月十三日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

米子西高等学校	同	五月十四日
境 高等学校	同	日
日野高等学校	同	日
養良農業高等学校	同	五月十五日
由良育英高等学校	同	日
倉吉高等学校	同	五月十九日
鳥取東高等学校	同	日
気高高等学校	同	五月二十日
八頭高等学校	同	日
鳥取西高等学校	同	五月二十一日
倉吉農業高等学校	同	日

### 監査概評

一、県下高等学校再統合により所謂綜合教育が実施されてきたのであるが、その眞価を發揮するには種々隘路により困難性が認められる即ち次の点を指摘することができ。

(1) 各校舎間及び分校との距離が余りに遠く兩端の距



離が数キロメートルに及ぶものさであり従つて校長は学校全般の運営管理その他教育上の掌握が極めて至難であること。

(2) 毎年入学生が増加募集されつつあるにも不拘教師は、減員されしかも遠距離校舎間のかけ持教授に非常に無理が生じていること。

(3) これ等が相重なつて教師の勤務が過重に陥つてゐること。

(4) 一校二千名前後の老大な数の生徒を擁している学校も多くために種々と教育上輻輳が生じ教育実績の掌握が困難であること。

(5) 校舎間の対立はないにしても地域的、距離的に緊密度を欠き実質的综合教育に容易ならざるものがあること。

(6) 経費についても人件費、設備費、需要費、巡回旅費等は余り節減されてゐると思われずむしろ相当額が嵩んでゐること等、隘隘が見出される訳である。

事実校長をはじめ職員は綜合教育の趣旨を体し並々な

らぬ努力をして來ているにも不拘その目的使命が前記隘路に禍され実を結んでゐるかどうか考えさせられるものがある。以上の観点から謂つて綜合教育実施後日未だ浅いけれ共検討の余地が認められる。勿論教育制度は軽卒に改変すべきでないことは謂うまでもないが、本県の地理的、経済的特殊事情を勘案し前記隘路困難の打開につき当局は慎重検討されることを切望して已まなす。

二、校舎建物を初め諸施設設備の増設改造補強或いは教具教材の整備については年次計画により逐年順次に配意されてはいるが計画より遙かにズレを生じ且つ規模が低下してゐる。殊に特別教室及び内容設備の状況は遅延してゐるようである。又施設費の半額を地元市町村より醸出を得て建設してゐるが内容充実費は全々考へられてゐない、学校としては教育面から重ねて地元協力方懇請し不十分乍ら漸く間に合わせてゐるようであるが内容設備についても最少限度の経費は見るべきである。なお各学校建物の局部的改造費、小施設設備

費、各所修繕費は果費予算僅少のため地域の協力援助とPTAの經常経費或いは臨時寄附を仰いで施行してゐるものが多く中には父兄の負担過重に陥つてゐるものがある、殊に新入生全員より入学記念金として五百円宛徴収してゐることは考うべきものと思ふ。

三、県下各学校に各科課程が多く設置されしかも施設設備がこれに伴なつてゐない、これを実業科についても農業科一〇校舎、工業科三校舎、商業科三校舎、水産科一校舎、家庭科三校舎と謂つた状況でこれらの中には最も必要とする特別教室とか実習用施設等が全く設備されていないものもあつて眞に実業教育が施され得るか如何か疑はしいものさえ見受けられる、將來これ等に一応の施設設備をすることは県の財政事情から考へて容易ならざるものがあるのでこの際多くの不完備なものを散在せしむるよりこれを重点的に廃合する等して名実共に整備された実業学校とすることが最も好ましいので考究さるべきである。

四、各学校共学級数を増加(入学定数の増加)したり或

いは各種学科課程を新設し更にこれ等を要望してゐる一方教師の不足施設の狭隘不完備設備教具の不十分を歎き悩んでゐる状況であるが今日の県財政事情からすればこれを一つ一つ受入れることは極めて困難なものがある寧ろ既設施設設備、教材の補充整備充実こそ眉の急と謂わなければならぬ、これ等定員の増加募集とか課程の増設は一応考慮しても先づ県立高校教育の完全実施が出来るよう現施設の補充整備に重点を置くべきではあるまいか一考すべき課題である。

五、定時制分校の場合も概ね施設々備教材教具の整備状況は県立高校として不完全なものが多い従つて入学生願者の魅力を失ひ入学応募状況も殆んどが第二次募集をせねば定員に充足せず又入学後に全日制転科し或いは中途退学し卒業期迄には大巾に遞減してゐる状況である、これ等の現状から觀察するとき地域、環境、就学状況施設内容等設置条件について具体的に検討し、眞の定時制分校として將來進み得るものだけに集約することが緊要と考へられる。当局の考究を希みたい。

六、校舎及び施設その他の附属建物に対する日常の管理に今一層細心の配意が必要と認める。何分各学校諸建物の耐久年数はその極に達しており自然各所に腐蝕、破損の箇所が生じ易いので天井、床板、側板、壁、教室ドア、窓枠、廊下等の局部的破損は日常注意し早期補修に努めることが肝要である、その点日野高校の如きは良好と認めたとが全般的に兎角予算に依存し比較的経費を要しない小破の際の早期補修に対する措置が足りない憾みがある、なお各職員間で連絡を密にすると共に大工技術に多少の経験を有する小使、その他備人等をして随時早期補修をなさしめるようにすることも考究すべきであらう。

七、農業科設置の気高高校湖山校舎、米子東高校法勝寺校舎、鳥取東高校岩美校舎等は設立以來数年を経過しているにも不拘農業実習教育は地元町村或いはPTAの援助により漸くこれを糊塗しているに過ぎない、これ等は県立高校として農業科を設置している、今日当然諸施設設備を爲さしめると共に実習教育費の

予算を計上し特定会計による正式教科とすることが肝要と認める。

八、毎監査の都度防火施設機具の整備と防火態勢については言及しているところであつて、これ等は漸次整備されつつあることは結構である、しかし乍ら各校校舎毎に検討するに、未だ充分と謂えないものがある、要は初期防火の点にあるので尠くとも貯水池、簡易ポンプ、水道消火栓と附属ホース程度の設備は常備したいものである、特に高台にあり交通水利共に不便の鳥取西高校第二校舎、米子西高校東校舎、由良育英高校育英校舎、倉吉農高校社校舎、八頭高校郡家校舎等に対する防火施設は欠くべからざるものがある、出来れば校舎によつては水泳用プールを兼ねた防火用貯水槽を設けることも考えられる、なお出火原因に漏電によるものが比較的多いので配電会社或いは専門技術者をして尠く共年一回程度配電線及び電気施設を嚴重検査することが緊要と認める。

九、各校とも需要費予算が極めて僅少のため諸種の備品

は完備していない、特に実業科各課程における機械器具は若干の例外を除き極めて貧弱であり実習教育に支障を生じているようである、従つてPTAその他の後援団体に依存し漸く間に合わせている状況であるが、これ等は当然果費を以つて充実すべきである。またその反面物品保管管理について関心が薄く倉庫、物置等に雑然と放置しているもの或いは多くの腐蝕破損した備品器具が見られる学校もあつたがこれ等は随時点検し早期修理によつて充分に活用する等管理の万全を期すべきである。

一〇、農業実習による特別会計経理出納事務は相当苦心しているようであるが総体に形式的な事務処理に終り遺憾な点が多く見受けられた、即ち収入調定は生産物を処分した相当経過後日にしており出納員に対する引継及び処分の状況、時期、数量等に不明確不合理なものがある、特に実習地の利用状況農産物及び畜産物の生産状況その他生産過程を明確にするに足る記録の乏しい点等が指摘出来るが更に引継簿によつて個々の生

産状況を検討するに農地の利用率が著しく低いように見受けられるので收穫物はすべて販売、無償供与又は学校消費等その処分の如何にかかわらず細大洩らさず記録整理し生産物処理の明確化に一層留意することが肝要と認める、なお生産実習計画を樹立し、管理收穫処分に関する間の実績を記録することは単に出納の適正化をはかるのみでなく農場経営の面からも將亦原価計算、簿記等教育上の面からも有効に利用し得るものと考えるので関係校において充分研究し必ず実施するよう留意を望む。

一一、各校共済出予算の令達が遅れるため学校運営に困難を生じているようである。特に特別会計実業学校実習費等はその性質上早期令達をなすべきである、なお教育施設費等についても計画的に執行し得るよう予算令達すべきものと認める。

一二、県立学校授業料は会計規則に定めるところにより生徒が期日までに果金庫に納付することになつてゐるが現在の取扱いを見るに出納員が生徒より徴收し一括

して金庫に代納しているようであるしかし現制度ではこのような措置は適当と認めないので期日を定め果金庫係員の派出を求め収納に当らせるか又は会計規則の一部を改正して出納員に徴収させることも考えられるが、いづれにしても果会計課において至急措置することが肝要である、又入学選抜手数料を納額告知書により納入しているが適当でない、これ等は現金扱として当然現金出納簿に記帳整理し出納上の責任を明確にするべきである。

一三、財産管理の完璧を期するため土地建物その他立木等に関する台帳を学校に備付け(倉吉農高は整備)常時その状況を明確にして置くことが望ましい、また、借用地その他についても貸借関係を一層明確にするため契約書の外に台帳を整備することも必要と認める。

一四、八頭高校郡家校舎並びに倉吉農高、河北校舎は依然として国有財産のままとなつてゐるが至急国より返還方促進し果有財産とするよう努力を望む。

米子東高等学校 昭和二十七年五月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 山 上 吟 鏡  
同 木 南 貞 治

監査概況

一、本校々舎の中勝田校舎及び法勝寺校舎の旧校舎は建築以來約五十年の歳月を経た老朽建物で壁の脱落、床板、窓硝子戸等の腐蝕破損箇所も相当あり全般的に建物は腐朽しており中には危険箇所も随所に見られる現状である、これ等は至急専門技術者の実地診断の上補強大修理の必要があるものと認め、殊に法勝寺校舎は附属建物に至る全建物の腐朽度甚しく全面的改造が必要である、又同校舎には自転車置場の設備が全々ないため多数生徒の自転車通学を不可能にしており従つて降雨の際は電車、バスによらなければならぬ実情にあるのでこれらについても何等か配慮の必要がある。

二、二十七年より勝田校舎に家庭科が新設されている

が施設設備として調理室、ミシン機械四台あるのみで他に何等見るべきものがない、早急これが整備をなし教育に支障を生ぜしめないよう希望致したい。

三、本校通信教育実施状況は良好で相当成績を挙げているが本教育に最も大切な巡回指導は旅費不足のため余りなされてゐないことは遺憾である、巡回旅費の増配について特別の配慮が必要と認める。

四、出納経理事務は概ね適正に処理されているが左の点改善するよう留意されたい。

- (1) 調定明細書に入退学者数の記入洩れがあり又六月底日附で休学届を受領しながら七、八月分を調定の上それを減額している等の矛盾が見られる、これらについては、教務、庶務、経理担当者の緊密なる連絡により合理的にして適正なる処理が望ましい。
- (2) 入学選抜手数料十七万二千二百円を徴収しているがこれは出納員の現金出納扱とし現金出納簿に記帳整理し責任を明確にすべきである。
- (3) 年度末に諸物品の購入が多く年間経費の計画執行

がなされていない憾が認められる。又、現在なお高等学校費、備品費二万一千余円定時制高等学校費、備品費等で四万八千余円と夫々未支払がある。これ等未納品は即納せしめると共に支払義務の発生ものは、なるべく早期に支払整理することが緊要である。

(4) 校舎補修材料として硝子窓用鉄レール一八〇本を購入し既設竹レールと取替えているが補修箇所が不明であり把握の点よりしても使用校舎に対する出納を記録されたい。

(5) 文書受発件名簿の記帳要領を改めることにより事務が簡易化されると共に文書の結末も一目瞭然となるにつき研究されたい。

(6) 備品貸与簿に借用者の捺印をせしめておくこと。

米子西高等学校 昭和二十七年五月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一、本校は普通科と工業科の教育課程の異なつた統合で

あつて総合教育の実施に困難性が認められるが、この一方策として前年度来兩科の特質を活かしつつ円滑に学校の運営管理をしているようである。

二、第一校舎本館建物は四十一年間経ており腐朽が甚だしく特に二階の如きは全体が湾曲傾斜しており全く危険状態にある。又壁の脱落箇所が多く屋根については本館のみならず全般に葺替を要するという状態にありまた、第二校舎も教室側壁の破損が甚だしく屋根のシート瓦のピンが腐敗している箇所が相当あつて小修理では到底及ばぬ現状である。これ等については全面的に検討し改造補強若しくは大修理の必要を認められた。

三、工業科課程における機械器具は整備されているが老朽であつて十分なる機能も發揮できず、従つてこれが修繕費に年次多額の経費を要している、年次計画予算化により修理をなすことが痛感された。

四、第二校舎敷地内に米子公共職業補導所があるが、補導所側学校側双方とも移転の希望を持つてゐるが特に学校側は学校施設確保の観点から移転希望があるよう

である、兩者共県立の機関であるので関係当局の協議により善処方を希望する。

五、第一校舎の礼法室は人物陶冶の修練場とも謂うべき特別教室であるにも拘らず空屋同然に荒廢しており斯の如き悪環境の下に実施されていることは遺憾である、少く共疊表の張替でもして恵まれた環境の中で教育さるべきものと認む。

六、会計経理その他の事務の処理は概ね適正と認められたが左記の点改善方留意せられたい。

(1) 昭和二十六年年度授業料調定に対し昭和二十七年四月一日付調定減額しているが違法である、又歳入調定元帳に收支命令者の認印がない。

(2) 奨学生資金の中支給日に欠席の生徒分を預金にまでしているがこれ等は漏滞なく支給すべきである、なお出納記録も明確にしておくことが緊要である。

(3) 備品の点検整理を行つてゐるが、その結果永年使用のため破損、腐蝕等により使用出來ず、廃棄処分するものが多敷生じているが随時点検し早期修理の

上再生活用すべきである。

(4) 生徒の実験実習費として徴收された資金を学校運営のための経費に立替支払しているが、資金の性質から考えても不合理につき学校運営諸経費は適時適切な予算令達を受くべきである。

境高等学校 昭和二十七年五月十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 前 田 玄 一

監査概況

一、本校の運営管理は總体的に見て良好と認められた、特に統合教育に最も大きな隘路となつてゐた水産科及び定時制の境地区移転問題は年度当初に水産科のみ実現し施設は一応整備されて円滑に運営管理の出来るようになったことは総合教育の観点から真に結構なことである。

二、第三校舎(余子村所在地で現在定時制使用)は旧美保航空廠寄宿舎であつた關係で大蔵省の所有に屬して

いる關係から果に移管方懇請してゐるようであるが、地元村との関係もありはかばかしく進捗してゐない至急解決するよう促進方を要望する。

三、第一校舎運動場内にバラック住宅六棟(現在二十二世帯居住)あり、これは戦災当時のバラックにて相当古い建物であり学校としても教育的見地からして境町え立退き交渉中のようにあるが、教育委員会としても側面的に援助すべきであらう。

四、水産科の境地区移転は実現し施設も一応整備されたとは謂え設備内容は極めて貧弱であり且実習教育の教具教材は甚だ不十分である。即ち一例を挙げるならば実習船十三トン(朝風丸)の小型船を有しているも、船上器械設備もなければ漁網も見るとべきもなく、又船の油を購入する予算もないと謂つた極端な窮状であつて現状のままでは航海士免狀取得資格も得られない、高等教育を実施する本課程においては大型実習船の建造、設備の充実を図り、相応した資格を附与せしむることが肝要であり本県水産教育のため年次計画によつ

ても徐々に実現を図ることが緊要と認め、  
 五、最近の漁業界は電波探知器に無線電信の利用が普及しつつありこれが時代の要求に應ずるためには本校に修業年限一ヶ年程度の無線通信科を設置することは必要ではないかと思考するので当局の研究を望みたい。  
 六、定時制農業科は実習地もなく(生徒会で僅か借用している程度)又入学希望者も二回にわたる募集に定数に満たず且年々中途転学及び退学者も続出すると謂つた不振の状況にあるのでこれが原因等究明の上根本的に検討を要するものと認める。

七、本校所有の朝風丸運行収入(主として運搬賃)及び魚網の貸付収入金を別途会計とし二十六年中において拾九万五千余円の収入があるが、この収入金の主たる用途は船舶修理及び燃料、機械器具の購入費等に充て現在尙方参千余円を預金残額として保管しているがこれ等は公会計により運営せしむるが適当と認める、又前記拾九万五千余円の中水産加工実習収入及び魚網貸付料による収入金は六万八千余円あるが魚網貸付の

みに終り学校自体としての魚撈収入は皆無である、本校に漁撈課程設置から見ても妥当を欠いているものと認める。

八、水産加工実習工場給水鉄管布設工事は床面、コンクリート施行前に実施すべきであるが、予算令達が後廻しとなつたため校長が専行している、此の種永久構造に類する工事予算の令達は不合理を生ぜしめない様主務課の計画的執行をなすべきものと認める。  
 九、經理その他の事務の処理は良好と認めしたが、歳出関係で需要費を出納閉鎖後に使用することは違法につき計画的に執行する様注意を要する。

日野高等学校

昭和二十七年五月十四日監査

監査委員 山 上 盼 鏡

同 木 南 貞 治

監査概況

一、本校は黒坂根雨の兩校舎の外に溝口、江尾、日野上、阿毘縁の四分校が附設され各校舎は果下で最も広汎且

長距離区間を有しているので校長を初め職員一同の腐心努力の並々ならぬものがあるが、学校の運営管理は良好と認められた。

二、校舎分校相互間が遠距離であるため四ブロックに区切り教科目時間と教師担任交流の点を案配し、労力経費を省くことに努める等学校の運営管理と教育効果の上に腐心の跡が認められた、なお校長も年間を通じ多くの校舎分校を歴訪指導し一層その完璧を期しつつあることは特筆すべきものと認める。

三、当校の校舎及び附属施設は概ね整備されており又管理の点も良好と認められた、格別根雨校舎は腐蝕破損箇所早期補修に努め保全管理については傳統的に良好である、なお二十六年度内における各校舎の整備状況は果費による施設費、管繕費、特定備品費を合し約九十七万円であるが地元も又百六万余円を醸出しており特に日野上分校については強力に地元の援助協力を得ているようである、現在施設不十分のため教育実施に最も困難しているものは根雨校舎の定員が100名増

員になつたため收容困難となり一時的に礼法室、洗濯室を寄宿舎に移しこれを一部改造して職員室及び普通教室に充用しているが二教室の増築は絶対必要と認め、又黒坂校舎の配電線及び計量器は創立当時のままの施設でありその後漸次増灯され或いは電力使用に迫られている今日、しかも配線の多くが裸線となつている等の現状のため漏電の危険も充分認められるので厳密なる検査を受け早急補修することが緊要と認める。次に同校舎林業実習用建物は倒壊寸前の危険状態のまま放置してあるが外見上からしても見苦しいので解体整理しておくべきである、なお農林課程を設置しているので林業実習室は不可欠の施設につき再建を必要と認める。

四、本校附設の定時制四分校の運営管理については地元各町村との密接なる連携をとり施設の充実強化とそれに伴う教育効果の確立に鋭意努力している点認められ山間僻陬の子弟の就学状況も年々向上していることは真に欣ばしい、概ね各校舎は新築され一応整つていますが内容設備は全く不十分であり附属施設は何等見

るべきものがない、この中江尾校舎は元江尾中学校を譲り受けたものでバラック建の全く粗末なものである、内部改造補強雨漏りによる屋根の葺替等全面的に補修するか出来れば改築することも考えるべきである、なお、江尾、日野上、阿毘縁各分校の土地建物は地元寄附のこととなつてゐるが寄附採納並びに具有移転登記に關する具有財産処理の手続一切が未了となつてゐるのでこれ等の処理結末を早急完了すべきである。

五、経理出納その他の一般事務は一応整理されていたがなお不十分な点を認めたので今後改善方留意されたい。

- (1) 授業料調定明細書に休退学者数の記載洩れが二、三あり従つて調定元帳と不突合がある、又休退学者生徒移動の許可整理簿に記載なきものがあるので調定明細書の数と符合しないのが見られる、これ等一連の事務の嚴格なる処理を望む。
- (2) 農業実習による農場生産物売払代金收入の際に引継処理をなし収入調定してゐるが生産物引継と調定収入の処理は別個の観点により処理すべきである、

又作付面積と收穫數量に不合理なものがあるし売却代金を現金受領し乍ら納額告知書により収入しているが、これは現金出納扱いとし現金出納簿に記載を要する、なお、生産物の試食、飼料、肥料等学校消費の出納記録がないがこれを記録し明確にされたらよい。

- (3) 農業実習地の内学校借用一町二反四二七PTA借用一町六反二一七を夫々賃借しているが契約書の不備なもの更新されていないもの等があるが整備して置くべきである、又実際問題として学校自体の借用に比しPTA借用面積が過大であることは運営並びに教育面よりしても矛盾せるものと認めざるを得ない一考すべきである。
- (4) 受文書の整理状況は不十分である、即ち受文書の内回報の控で稟伺に替へ全々決裁得ずして施行しており関係書類も個々に綴込んである又件名簿の手入れも殆んどなく受発文書の経過不明のままとなつてゐる、関係書類の編綴保存につき一層留意されたい。

- (5) 諸物品の受払に於いて消耗品及び切手を果費にて購入せるものとPTAで購入したものとを混同して出納受払してゐるが各々別途に出納すべきである。
- (6) 物品出納簿は学校統合後の新規購入物品のみ登記出納してゐるが台帳として継続保存すべき帳簿であるから旧帳簿分とを合せ現物と照合し現在数を一目瞭然としておくべきである、又貸与簿も早急に完備されたい。

養良農業高等学校 昭和二十七年五月十五日監査

監査委員 山 上 聆 鏡  
同 木 南 貞 治

一、本校は単独農業高校として地域社会の実態を基盤にした教育方針のもとに学校の運営管理に当り着々とその実効を収めているものと認め、特に昭和二十五年以来校区地域社会の実態調査の上一応の資料蒐集を完成し教育計画樹立の段階にあることは当教育方針の

一端と見られ結構である。

二、本校の県立移管後校舎その他の施設中果費を以つて改善されているものは家事室の新設と僅か校舎の応急修理のみである、各種施設及び特別教室とその内容設備は旧態依然とし何等見るべきものがない又当校の最も悩みの種としてゐる講堂兼雨天体操場は文字通り狹隘且老朽建物につき万難を排し改築の要を認める、なお同校は海岸辺に所在してゐるので潮風により腐蝕損傷度が酷いので随時防腐剤の塗装に留意が望ましい。

三、昨年監査結果においても言及した当校々々地域社会の実態に即応した農業教育に必須条件たる酪農経営は必要と認めるが現有施設のままでは到底教育の実を挙げることとは至難である本教育については校長も相当熱意をもつてゐるようであるが、本校として特色のある施設としその充実を希望する、なお本校のみに限らないが、実習設備器具は旧式のものばかりで現代の農業教育に副わない実態である、これ等の点当局は再検討し眞の教育が実施出来るよう考究すべきである。

四、本校実習地は過去において年々補足的に買収している關係で点々と散在し実習教育上多大の不便支障を生じているようであるが交換分合し学校附近に統合することが望ましい、なおこの中に国有農地を賃借している面積が相当あるが、これが貸付命令書の所在が不明であつた紛失したものであれば県農地課え再発行方依頼し嚴重に保管し置くべきである。

五、会計整理は適正と認められたが事務処理状況は不十分であり左の点注意されたい。

- (1) 授業料調定明細書に休退学者の記入洩れがあり生徒の転退学に対する整理状況が不十分である、調定の基礎資料として一層明確に処理されたい。
- (2) 農場実習による生産物の出納事務の中生産物の引継を換金のもの丈をしているが、学校使用加工分も洩れなく一応引継処理すべきである。
- (3) 豚その他小家畜の出納記録がない、台帳的なものは一応整備されているが、これが生産引継処分の過程を記録する出納簿を設け記帳すべきである。又研

究のための屠殺した豚等の処分もなくこれが処分が全々記録されていない。

(4) 生産物売払代金は納額告知書により納入せしめることが一応原則となつておるが、しかし、生徒販売実習その他現金受渡の場合は現金扱として所定の手続によるべきである、その際は現金出納簿に記帳することは当然である。

(5) 受発文書件名簿の手入れもしておらず、又整理も不十分である処理状況を件名簿に記入し編綴保存も嚴格にされたい。

(6) 切手の受払簿に二百円程度が記帳なく購入伺簿と不突合があつた。

由良育英高等学校 昭和二十七年五月十五日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 前 田 玄 一

監査概況

一、本校は本年度当初県立高等学校の統合により、元東

伯高等学校西校舎(旧由良高女)と昨年三月県立移管になつた育英高等学校を併合し由良育英高等学校として再発足し、全日制普通科、家庭別科及び定時制農業科、農村家庭科の各課程をそれぞれ東校舎西校舎及び八橋、赤碓分校により教育しているが建物諸施設の不備と校舎の分散配置のため運営に甚だしく困難を來している、関係当局は現状を充分に調査し総合的な見地から県立高等学校として遜色のないよう施設の充実をはかると共に校舎の配置についても根本的に検討すべきものと認めた。

二、本校東校舎は元育英高校時代二回の火災により校舎を焼失しているので狭隘であり、しかも相当腐朽破損している、又本校舎には女子便所その他女子施設が全く考慮されておらず被服家事の授業にはその都度西校舎に移動する等の不便を生じている、一方西校舎は小学校と接続建物であり内外運動場は共用である。このような不完備な施設の現状下にあるが聞くところによれば西校舎を地元町より払下方の希望もあるようであ

るので(現在一教室小学校に貸与している)東校舎に増築をなし一ヶ所にまとめる事が良策と認める。

三、本校の施設々備の充実については由良育英高校設備充実期成同盟会を結成し寄附金の募集その他後援活動に熱意を示しているようであり、洵に喜ばしく感じた、本年二月四教室の新築を見たがこれにつづく二教室及び女子便所の工事は事業繰延となつているので当局において早急着工することが望ましい。

四、東校舎は約一万坪の校地を有しているが、これが周囲は殆んど民有地であり、場所によつては侵蝕されている箇所も発見している、実測の上完全な境界標柱を建てる事が緊要と認める。

五、東校舎は以前二回も火災に遇つた経験もあり高台にある關係上一朝有事にそなえ防火貯水池を造るとか、その他の防火施設をなすべきである、現在校地内にある手押ポンプによる井戸が唯一の水源であるが常時の使用にも極めて不便であるので早急善処することが望ましい。

六、本校の設備々品は貧弱である、特に物産化学の設備とか備品は最も必要と認められるので拡充整備すべきである。

七、定時制農業科課程の応募が少く且つ中途退学者が続出しているが不振の原因を究明し対策を樹立することが肝要と認められた。

八、元育英高校の県立移管に伴う所有権について学校側の不徹底の憾があり、特に校地内の立木土石等は明確を欠いているようであるが管理の万全を期する上明細に確認して置くことが緊要である。

九、超過勤務命令は毎月無理な命令がなされているようであるが合理的且つ労働過重に偏しないよう今後充分留意すること。

一〇、書類の決裁が形式に流れている傾向があるが、正当決裁者不在の場合は代決処理し、後関する等責任権限の帰属を明確にすること。

倉吉高等学校

昭和二十七年五月十九日 監査

監査委員 前 田 玄 一  
同 木 南 貞 治

一、本校は東西二校舎に普通科二年生同三年生(七学級)工業科並びに夜間部を西校舎に普通科一年生同三年生(二学級)商業科、家庭科別科を配置して総合教育の円滑実施に努力しているが、学校の運営管理状況も又良好と認められた。

二、校舎その他の施設々備は兩校舎共旧いもので修繕を要する箇所も若干見受けたが概ね整備されている、しかしながら商業科には実践教室及び和英兩タイプライター、計算器、傳票類その他所要設備教材教具の不足不十分が見られ又工業科電気課程には所定の設備機械器具等整備がされてないので主任技術者三種免許取得も出来ない状況である、尠く共本校施設々備はこの二点に重点を置くことが焦眉の問題と認める。

三、兩校舎とも日常の管理保全については注意し早期補修に努めていることは結構であるが、東校舎の三〇、

三一(階上)三三、三四(階下)の各号教室の保全管理が不充分のため相当修理することが必要となつてゐる。

四、会計経理その他事務の処理は概ね良好と認められたが次の点改善の様留意されたい。

(1) 物品購入簿と出納簿の不突合のものが二、三あつたが記帳洩れによるものと認められた、又消耗品出納簿を省署し直接交付簿によつて木炭、石炭、封筒その他は多量に一括交付していたが一応出納簿に登記の上適量宛交付することが望ましい。

(2) 受発文書件名簿の整理は不充分と認められた、受文書による回答、発文書の受理等克明に記入し置くべきである。

(3) 学生身分証明書、汽車割引乗車証を夫々申込みにより交付しているが、印洩れのもの申請のないもの等があり取扱並びに整理不充分である。又乗車証は交付簿のほか出納簿による取扱を一層明確にするこ

鳥取東高等学校 昭和二十七年五月十九日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 山 上 吟 鏡

一、本校は昨年四月再統合により湖山校舎を分離し、更めて全日制並びに定時制の各農業科を併設しているが、未だ実習地なく運動場の一隅を開墾する等して僅かに農業実習の形態を備えることに苦心している、農場のない農業科として根本的欠陥が見られるので至急当局の善処を要望する。

二、地震以後の放置により破損腐朽した箇所が随所に見受けられたが、特に第一校舎は建物に弛みを生じ二階廊下は湾曲し、渡廊下南北兩便所、自転車置場等の屋根は腐朽甚だしく第二校舎の排水工事も破壊したままとなつているので、これが根本的な補修を必要と認め

三、各校舎の設備は充分とは謂えない、特に第一校舎は従来男生徒校舎であつた関係で被服室、礼法室等の女



子教育の設備に欠け第二校舎は未だバラックの建築のものがあり且教室不足から特別教室を仕切つて普通教室に当てているため特別教室に不足している、又岩美校舎は地元民の協力により新校舎に移転したことは結構であるが、現在十学級の生徒を教育するには無理があり教室を仕切つて間に合わせている等不備不足につきこの点全面的に検討し善処すべきである。

四、岩美校舎の実習地は元本庄村外七ヶ町村組合立青年学校所有のものであつたが、廃校とともに本校に移管されたものを自治会に委ねているが、これは農業課程校舎として学校自体が直接運営すべきものと認めた。五、一般事務の処理状況は概ね良好であつが生徒の転退入学その他異動の状況を一層明確にするため教務、庶務、会計係職員は緊密なる連絡を爲し処理することが緊要と認める。

気高高等学校

昭和二十七年五月二十日 監査

監査委員 前 田 玄 一

同 木 南 貞 治

監査概況

一、本校は昨年四月高等学校統合の再編成により元青谷高等学校と鳥取東高等学校湖山校舎を併合し新に気高高等学校(中心校を湖山校舎)として再発足現在生徒七五四名(含定時制)の教育を実施しているが校長を初め職員にもかかわらず各校舎分校間の距離が距つてゐること、施設々備は未だ小規模且貧弱であること、地勢的事情から講師の採用が困難であること等々の悪條件に囿られ総合教育の実を挙げ得ていないものと認められる、特に施設々備の整備過程の本校としては現在の不整備施設の中において如何にして教育の実を挙げるかに苦慮しているようであるが初めそれだけの地元地区町村の強力なる協力援助により漸次整備されつつあるものの円滑に学校の運営管理をさせるには今後俟つべきものが多大である。

二、本校湖山校舎は普通教室、特別教室共に順次増築されつつあるが現在のままの教室その他の施設状況では

科目の選択制による教室の実施も不可能であり定時制生徒の教育にも欠く実状である。即ち現在農業協同組合の一室同ホール及び校長室をこれに充て時には廊下を使用すると謂つた状況で漸く間に合わせているが、教室の整備は急務と認める、又校舎の正面本館は元工場の古建物で屋根、床等の腐蝕破損は甚だしく建物が全面的に腐朽しているので学校としてその用を達し得ない現状にある、早急なる改築の必要を認める。青谷校舎は整備されつつあるが、特に地元地区町村の熱心なる協力援助によるところが多である。鹿野、美和兩分校も地元地区町村の協力援助により多少改善されつつあるも進捗しないものがある、今後果實による整備充実を考慮すべきものと認める。

三、本校は砂丘農場による研究指定校になつており又一面農産製造科を置き、農産加工の施設々備も異色をもつてゐるが両面の特色を活かした実業学校とすることを特に希望致したい、今後産業教育法により一層施設々備の充実を期し斯教育の振興を図ることが緊要と認

める。

四、本校湖山校舎の教科課程は農業科を主体におかれてゐるにもかかわらず、創設以来数年を経ている今日学校自体の農場実習地を持たず、僅か地元村の援助により校外経営として水田一反六畝歩畑地一町一反歩程度を実習教育に当ててゐる、農業課程、農産製造課程を併設してゐる特色校としては、少く共学校自体において独立会計による実習教育をさせることが必要と認める。

五、本校各校舎の防火施設及び防火器材は整備されておらず、初期防火にさえこと欠く状況で一朝有事の際危懼すべきものがある、少く共最低限度の防火施設はしておくよう施設器材の整備が肝要と認める。

六、湖山校舎設立地域は砂丘地である關係上將來区画の明確を欠く虞れがあるので一帯に植樹或いは標柱でも建てる等して明確にすると共に美化することが肝要である。又校舎内外の整頓清掃について今一層の留意が望ましい。

青谷校舎の正面登校道路は狹隘且つ悪路であるが、こ

れが拡張改修等について関係当局の協力を得て善処が望ましい。

七、会計経理その他の事務の処理は概ね良好と認めるが次の点改善方留意されたい。

(1) 授業料の調定収入に当り授業料徴収元帳の学年別各月調定員数の正確把握に努めると共に調定明細書の内容と齟齬していたものがあつたがこれは授業料収入上の根拠をなすものにつき厳格なる処理が肝要である。

(2) 転退休入学者に対する処理が区々であり、編綴し他の書類と混同しているので整然とすべきである。

(3) 購入物品の出納記録簿のものに木炭、仙貨紙がある又消耗品は総べて物品出納簿に登記せず交付簿により直ちに交付しているが多量に購入したものは一応物品出納簿に登記し適量宛交付するよう留意のこと。

(4) 文書件名簿に記入していないもの、書類の裏向、閲覧、決裁のないものが多数ある又同一件名のもの

は結末上完決にして一括纏め夫々関係綴に編綴し保存のこと。

(5) 身分証明書、汽車割引、乗車証等生徒よりの申出により交付しているが申請書なく交付したり申請書に捺印洩れもある等取扱が不統一である、又乗車証程度は出納簿を設けることが望ましい。

八頭高等学校 昭和二十七年五月二十日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

監査概況

一、本校郡家校舎の果有移管促進方については、冒頭に述べた通り果有財産として移管方積極的に推進すべきである、昨年鳥取大学の転出により教具その他の備品は殆んど引揚げられ存置されたものは無かつたがその後果費、PTA生徒会並びに八頭郡を一田とする八頭高校充実期成同盟会等の援助によつて設備品の充実に図られつつあることは喜びに堪えない。特に八頭高

校充実期成同盟会の援助は昭和二十六年より三ヶ年間のようであるので、当局は計画的充実に配意を望む。

二、智頭校舎は先年の火災に遇い、その後果費の外卒業生の寄附金、PTA生徒会等の援助により一応外部だけは大体復旧しているが内部設備は不整備である、又校舎の屋根は杉皮葺のため腐蝕し全面的に葺替の必要が認められる。なおバラック建体育館は土台がないため堀立の柱が腐朽しているしまた表玄関も腐朽し雨漏がしているの、いづれも改築又は修理すべきである。

三、郡家校舎の中バラック建一棟(六教室)は腐朽し危険の状態にあるので早急移築すべきものと認め、なお学校としてはこれを農具舎その他農業施設に転用方を希望しているようであるが何れにしても調査研究の上早急に処置すべきである。

四、郡家校舎の家庭別科を廃し専門課程としての家庭科(三年制)設置の要望が強いようであるが、本郡の特殊な地勢的關係から考察し設置を適当と認められるので、当局の考究を望みたいなお、智頭校舎全日制農業

科の農村家庭課程は昭和二十六年年度以来非公認のようであるが、これもまた公認とすべきである。

五、智頭校舎の農業実習地は凡て借用地であるが永年に亘る計画樹立上買収を考慮すべきであらう、また、演習林のうち約四町五反歩は地元の協力により区有林を使用しているが貸借関係を明確にすべきものと認められたので地元側と協議の上契約を締結すべきである。

六、会計経理その他の事務処理は概ね良好と認められたが次の点今後注意されたい。

(1) 農業実習に伴う生産物の引継が適確に行われていないので発生の都度検量の上正確に引継すべきである、また引継後担当職員に一括還元払下しているものが多量に認め難いので処分計画を樹立して有償分、無償分の如何にかかわらず末端の処分状況を明確にするよう留意改善を望む。

(2) 生産物に関する担当者の記録を一層明確にするのと牛乳、鶏卵その他すべて日々の生産記録をなすは勿論生産過程における経過(第二次加工等の場合)

- (3) 校舎の補修その他多額の経費を要する請負工事費等については事前に起工伺をして着工より完成に至る迄の一件書類は別途稟伺すること。
- (4) 旅費、超過勤務手当(入学選抜関係)等支払義務があるにもかかわらず支払っていないものがあるが適当でない早急支払うべきである。
- (5) 郵便切手を果費購入分とPTA購入分を混同支払しているが区分すべきである。
- (6) 不要品売払(雨樋)に当り売却伺をせず又買受見積書も徴せず処分しているが正規に手続をなし処理すること。

鳥取西高等学校 昭和二十七年五月二十一日監査

監査委員 前 田 玄 一  
同 木 南 貞 治

一、本校は第一校舎に主として商業科を第二校舎に普通

科を配置しているが、隣接せる兩校舎はこれを結ぶ渡廊下によつて緊密度を加え特別教室の使用その他の特定教室、教師、教材目の案配も他校のそれに比し極めて効果的にされており、又生徒会機構、クラブ等の科外活動も全く一本の体系にする等各種條件に恵まれている点と、校長初め職員一同の苦心努力とによつて総合教育の実を序々に揚げているものと認められた。

二、本校各校舎は老朽建物ではあるが、施設々備は他校に比較して内容的に整備しており、殊に從來不完備であつた第一校舎の校舎建物は二十五年に正面本館の新築に引続き、本年度はバラツタ棟改築したことは眞に結構であるが、しかし腐朽して陰惨の状況にある残りのバラツク建校舎一棟の改築と現在補修修理中の一棟が完了すれば県立高校として一応面目を一新することになるのでバラツク建校舎の改築を早急実施さるべきものと認められた。なお二千有余名の全生徒数に比し校舎及び屋外運動場は狹隘であるが、これらについては年次計画により改善するよう考慮すべきである。

三、施設は一応整備されているが、設備は未だ充分でないものがあり特に理科、家庭科、社会科保健体育科等の各課程の設備教具備品は整備すべきである、又需要費は極めて少額のため一般備品も不足不十分であり教師用の事務机にも事欠くと謂つた現状である。需要費の不足については本校に限らず県下各校の悩みの種のようにあるから特に配意を必要と認める。

四、校舎その他施設の管理保全並びに清潔整頓の状況は第一校舎一部建物の補強修理のため器具、備品等を所定外に搬出し雑然としていたが、總体的に見て昨年と比較し良好であり概ね行届いたことは結構と認められた。

五、第二校舎は高台にあるので水道消火栓の水圧が低い関係と第一校舎講堂を雙学校及び積善学園聾啞児收容所に一時充用しているため火気の取扱にも煩雑となり且つ消火用水源も乏しいので火気については特に注意すると共に、防火用貯水池の設置は特に配意が望ましく。

六、会計経理その他の事務の処理は研究努力しているが、

なお次の点につき改善するよう留意を望む。

- (1) 事務職員の超過勤務命令簿の勤務内容を具体的に記入すべきであり又全部超過勤務命令簿による退庁時間を誤記しているが今後は嚴重注意のこと。
- (2) 受発文書の取扱が区々である。起案発送のものは控で稟伺に替えているが受文書の回答報告を稟伺してないもの、新しく発番号を使用しているもの、号外としているもの等があつてその取扱は粗雑であり書類の編綴も不十分である、なお、関係書類は区分して一括綴込むべきであり、文書件名簿の処理経過を明確にし、記載しておくべきである。
- (3) 身分証明書、汽車割引乗車証等交付事務で申請書(申込書)を提出していないもの申請書に捺印なきもの、担任教師の捺印なきもの等が見られ取扱いが不統一である。今後取扱いを統一し嚴格に処理せられたり、なお乗車証は出納簿により出納記録をすることが望ましく。
- (4) 物品交付簿に受領者印及び收支命令者検印が全々

ないので処理の厳格を期すること。

倉吉農業高等学校 昭和二十七年五月二十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

監査概況

一、本校は昨年四月元東伯高等学校東校舎(旧河北実高)及び同校元旭分校を統合し社校舎、河北校舎及び河南分校として運営しているが、統合後の運営状態は初年度の関係もあつて学校当局の苦心努力にも拘らず、総合的管理運営の實が挙つていないようである。特に社校舎と河北校舎は距離的關係学校の施設、條件が異なつてゐる關係等のため兩校舎は分立の状態で名目的統合に止まつてゐる。現在なお校章さえも統一されていない実状であつたが、実習地及び諸施設等の共同利用、畜産物その他物品の融通交換等についても今後充分研究の上統合の成果發揮に一層の留意を望む。

二、社校舎は創立以來七十年に近い歴史を有してゐるの

で土地建物等は殆んど果有財産となつてゐるが、河北校舎はすべて借用物件であり永年に及ぶ計画樹立に支障となつてゐる、冒頭にも述べたように建物一切を果有として返還方を急務であると認められた。

三、社校舎の建物は老朽にはなつてゐるが骨格は頑丈であるので早期補修に努むべきである。最近逐次補修がなされつつあり結構であるがなお急修を要する部分も多いので年次計画により保全を図りたい。

四、河北校舎は相当以前より放置してゐたため相当腐朽してゐたが昨年九十六万円を以つて補修工事を実施し面目を一新したことは喜ばしい、なお農業施設その他の建物に改築を要するものがあるので第二次計画を希望致したい。

五、河南分校は現在旭小学校の一部を使用しているが本年度最終果会において議決された専用教室四教室の新築は現在未だ着工の運びになつてゐない。校地二反七畝余にかかる地元五ヶ村よりの寄附は採納済となつてゐるので速かに着工すべきである。

六、防火施設の整備については、しばしばその緊要性を強調してきたが未だ何等根本的な配意がなされてゐない。特に昨年監査の際指摘した社校舎のプール兼用防火貯水槽は立派な施設でありながら側壁コンクリート破損のまま放置してゐるのは遺憾である、少額の経費を以つて補修可能と認められたので至急善処を望む。

七、農産物搬出用ダットサン購入方要望してゐるが本校は社河北兩校舎とも農産物の生産が他校に比し多く且社校舎は倉吉まで相当遠距離にあり、その必要性を認められるので善処を希望する。

八、会計経理物品出納その他の事務処理については相当研究努力しているがなお次の通り改善を要するものと認められた。

(1) 生産物は正確に引継の上処理してゐるが販売価値のないもの又は現物処理をしたもの(第二次加工原料その他)或いは販売残品等については引継してゐないので、生産物はすべて検量の上出納員に引継をした後処分すること。

(2) 青果物、そ菜等の引継は相当煩鎖であるが收穫の都度正確に記録し正規の引継をした上処分すること。

(3) 実習農場において利益追求のみに終始することは勿論適当でないが経営面における考察が必要と認められるので土地利用の計画化及び耕種計画等を樹立し生産の増強をはかると共に実体を明確に記録しこれを教材として活用することも考えられるので研究の上実施すること。

(4) 河北校舎における生産物売払代金収入措置が遅延勝ちのようであるが迅速に処理するよう努めること。

(5) 買受書は特定の物件のみに限り徴しているが売買關係の事実を証するためにも必要と認められるのですべてこれを徴すること。

(6) 特別会計消耗品出納簿中一部の物品については口座を設けて整備してゐたが、すべての物件につき品目毎にそれぞれ分類し整理すること。

(7) 備品出納簿、貸与簿に不突合のものがあつた(河北校舎)正確処理に留意のこと。

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に  
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの  
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み  
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行

鳥 島

取 取

縣 縣

鳥 鳥

取 取

市 市

取 取

東 東

町 町

縣 縣

印 刷

所 縣